

# 離職されたみなさまへ <特例一時金のご案内>

このリーフレットは、離職されたみなさまに特に重要なことを記載しています。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。また、あわせて「離職票-2」の裏面もお読みください。

※ 受給手続きには個人番号確認書類（マイナンバーカード等）が必要です。

## はじめに ハローワーク窓口のご利用について

雇用保険の手続きは、月曜日～金曜日（休祝日・年末年始を除く）の8時30分から17時15分です。「受給資格決定」の他に「求職申込み」の手続きもあり、「求職申込み」には一定の時間がかかること等から、**16時前までのご来所**をお願いします。

また、職業相談にも一定の時間がかかるため、職業相談・職業紹介をご利用の際には、9時～17時の時間帯（平日）のご利用をお勧めいたします。

職業相談のみを行う夜間開庁や土曜開庁のハローワークもありますので、開庁時間等をご確認のうえ、ご利用ください。

## ① 特例一時金の対象となる方

短期特例被保険者であった方が失業した場合に支給される手当を**特例一時金**といいます。特例一時金の支給を受けるには、次の(1)、(2)の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 離職の日以前 **1年間に、11日以上働いた月**が通算して **6か月以上**あること  
なお、離職年月日が令和2年8月1日以降の方は、賃金支払の基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算する場合があります。
- (2) **失業の状態**にあること  
離職し、「**就職したいという積極的な意思**といつでも**就職できる能力（健康状態・家庭環境など）**があり**積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態**」にある方をいいます。

## ② 給付を受ける手続きは（次のものをお持ちください）

特例一時金を受給するためには、みなさまの住居所を管轄するハローワークへご自身で求職申込みなどの手続きをしてください。

### 1. 離職票-1、離職票-2

### 2. マイナンバーカード

マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の(1)および(2)の確認書類をお持ちください。

- (1) **個人番号確認書類**（いずれか1種類）：通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
  - (2) **身元（実在）確認書類**：(1)のうちいずれか1種類。①の書類をお持ちでない方は、②のうち異なる2種類（コピー不可）
    - ① 運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
    - ② 公的医療保険の資格確認書（当面の間は、有効な被保険者証も認められる）、児童扶養手当証書など
3. **写真1枚**（最近の写真、正面上半身、ﾀｲﾌﾟ3.0cm×3.2.4cm）
- ※ 本手続及び認定日にマイナンバーカード等を提示する場合には写真を省略することが可能です。
4. **本人名義の預金通帳またはキャッシュカード**（一部の金融機関を除く）

※ 船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申込みをお願いします。



### ③ 次のような方は、原則として支給を受けられません

就職する意思・能力がないものと判断され、その状態が続く限り特例一時金の支給を受けることができません。

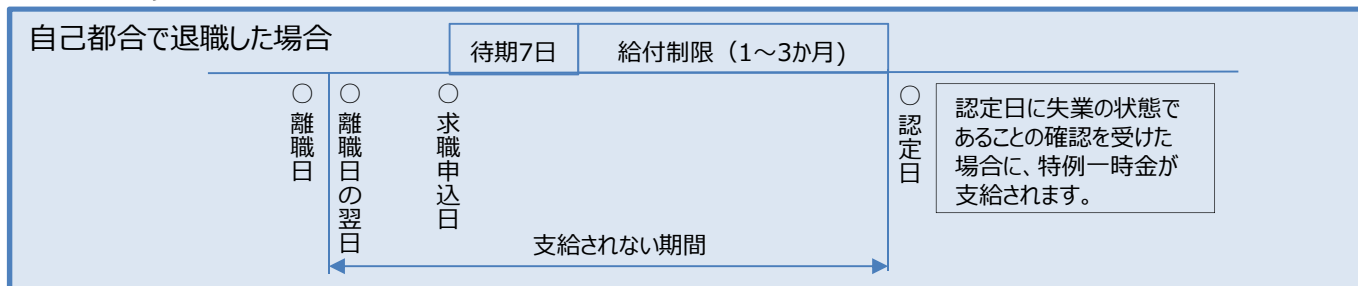
- ① 家事に専念する方
- ② 昼間学生、または昼間学生と同様の状態と認められる等、学業に専念する方
- ③ 家業に従事し、職業に就くことができない方
- ④ 自営を開始、または自営準備に専念する方（求職活動中に創業の準備・検討を行う方は、支給可能な場合があります）
- ⑤ 次の就職が決まっている方
- ⑥ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望する方
- ⑦ 自分の名義で事業を営んでいる方
- ⑧ 会社の役員等に就任している方（就任の予定や名義だけの役員も含む）
- ⑨ 就職・就労中の方（試用期間を含む）
- ⑩ パート、アルバイト中の方（※ 週あたりの労働時間が20時間未満の場合は、支給を受けることが可能な場合があります）

### ④ 早めに求職申込みの手続きをしてください

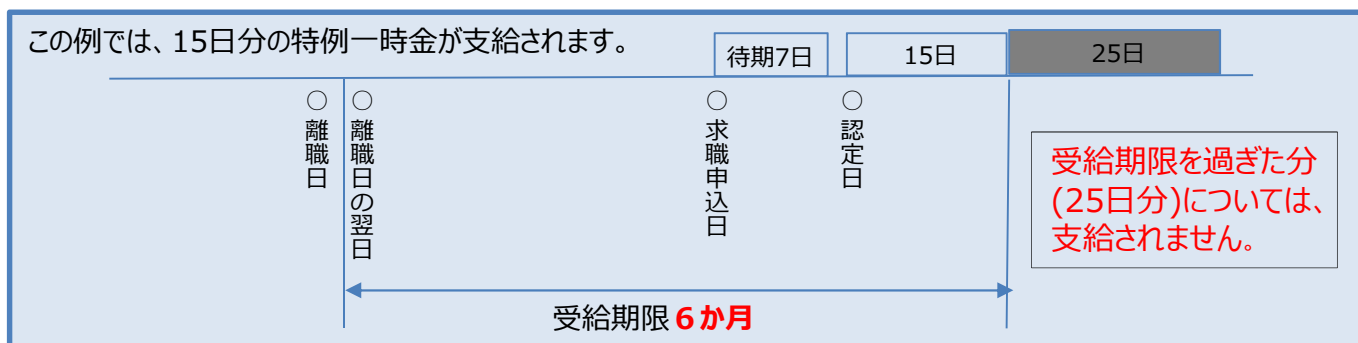
特例一時金は、ハローワークまたは地方運輸局に離職票の提出と求職申込みを行った日から失業の状態にあった日が7日間経過してからでなければ支給されません。これを**待期**といいます。

また、自己都合で退職した場合は待期が経過した後さらに1か月（令和7年3月31日以前に自己都合で退職した場合は2か月、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された場合は3か月）経過するまで、特例一時金が支給されません。これを**給付制限**といいます。

**特例一時金の支給を受けるためには、待期および給付制限期間が経過することが見込まれる日の後に、ハローワークまたは地方運輸局が指定する失業の認定日に来所し、失業の状態にあることの確認を受けなければなりません。**



特例一時金の支給額は、基本手当日額の**40日分**に相当する額とされていますが、**支給を受けることができる期限（受給期限）は、離職日の翌日から6か月**です。求職申込みの手続きが遅れた場合、40日分の支給を受けることができなくなることがあります。お早めに求職申込みの手続きをしてください。



※ 雇用保険の受給資格は最終の離職票により決定するため、特例一時金の手続き前に就労し、就労先において一般被保険者となった場合、特例一時金の受給はできなくなります。

また、一般被保険者として受給するには、被保険者期間が通算で12か月必要となることから、一般被保険者の受給資格も満たさなくなる可能性があります。（特定受給資格者・特定理由離職者に該当する場合は除く）

## 求職申込み手続きのご案内

求職申込み手続きは、どのハローワークでも受け付けています。

ただし、雇用保険受給手続きなどを行う場合は、住居所を管轄するハローワークで手続きする必要があります。

**申込み方法①：ハローワーク内に設置されたパソコン（検索・登録用端末）で、求職申込み情報を入力（仮登録）後に、窓口で申込み手続きを行う。**

※ 求職申込書（筆記式）もご用意しています。

**申込み方法②：ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから、「ハローワークインターネットサービス」にアクセスし、オンライン上の求職登録を行う。（※雇用保険の受給手続きを行う場合は、ハローワーク窓口での追加の手続きが必要です）**

### 雇用保険受給開始までの求職申込み手続きの流れ

①ハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）で求職申込み情報を入力（仮登録）する  
※「求職申込書」（筆記式）もご用意しています

<窓口>

申込み手続きを行う  
(申込み内容や希望条件の確認など)

求職申込み受付完了（ハローワーク受付票を交付）

職業相談、求人情報の提供、応募書類の作成アドバイス、職業紹介などの各種サービスをご利用いただけます

②ご自宅のパソコンやスマートフォンからハローワークインターネットサービスにアクセスし求職者マイページアカウント登録を行う

アカウント登録完了後14日以内に求職情報を登録し、求職者マイページを開設する。

オンライン上の求職登録完了  
(オンライン登録者)

<窓口>  
給付を受給するハローワークの相談窓口でのご相談  
(※ 受給資格決定日と同日でも可)

## 求職者マイページのご案内

ハローワークインターネットサービス上に「求職者マイページ」を開設すると、ご自宅のパソコンやタブレット、スマートフォンから以下のサービスが利用でき、お仕事探しがより便利になります。開設を希望する方は、窓口にお申し出ください。

- **求人**の検索条件や気に入った求人を保存することができます。
- ハローワークでご紹介した求人内容や応募履歴を確認することができます。
- メッセージ機能により、応募した求人の担当者とやりとりできます。ハローワークから求人情報やお知らせをお送りする場合もあります。
- 登録した情報の確認や変更ができます。（※ 雇用保険の失業給付等を受給されている方は、変更内容によって、別途給付窓口での手続きが必要になる場合があります。詳しくは受給をされているハローワーク窓口までお問い合わせください）
- ハローワークから職業紹介（オンラインハローワーク紹介）を受けることができます。
- 求人に直接応募（オンライン自主応募）することができます。

**※ オンライン自主応募はハローワーク紹介とはならないため、再就職手当等の受給を検討されている方はご注意ください。**

#### <留意事項>

- ・ 求職者マイページは、ハローワークおよびハローワークインターネットサービスを利用して就職活動を行うことを希望する方を対象に、求人情報の検索・閲覧など仕事探しに必要なサービスを提供するものです。
- ・ 「求職者マイページ」を開設するには、ハローワークへの求職登録が必要です。求職が無効となった場合、一部サービスが利用できなくなります。
- ・ マイページを開設するには、ログインアカウントとして使用するメールアドレス、パソコン、スマートフォンなどが必要です。なお、利用規約およびプライバシーポリシーに同意いただく必要があります。

## ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
山口	〒753-0064 山口市神田町1-75	083 922-0043	山口市（防府公共職業安定所の管轄区域を除く）
下関	〒751-0823 下関市貴船町3-4-1	083 222-4031	下関市
宇部	〒755-8609 宇部市北琴芝2-4-30	0836 31-0164	宇部市、山陽小野田市、美祢市
防府	〒747-0801 防府市駅南町9-33	0835 22-3855	防府市、山口市徳地
萩	〒758-0074 萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838 22-0714	萩市、阿武郡
萩 (長門分室)	〒759-4101 長門市東深川1324-1	0837 22-8609	長門市
徳山	〒745-0866 周南市大字徳山7510-8	0834 31-1950	周南市（下松公共職業安定所の管轄区域を除く）
下松	〒744-0017 下松市東柳1-6-1	0833 41-0870	下松市、光市、周南市のうち大字大河内・大字奥関屋・大字小松原・大字清尾・大字中村・大字原・大字樋口・大字八代・大字安田・大字呼坂・勝間ヶ丘・熊毛中央町・新清光台・清光台町・高水原・鶴見台・藤ヶ台・呼坂本町
岩国	〒740-0022 岩国市山手町1-1-21	0827 21-3281	岩国市、玖珂郡
柳井	〒742-0031 柳井市南町2-7-22	0820 22-2661	柳井市、大島郡、熊毛郡

## 地方運輸局

※ 船員での就職を希望される方

地方運輸局	所在地（郵便番号）	電話番号	管轄区域
中国運輸局 山口運輸支局 徳山庁舎	〒745-0045 周南市徳山港町6-35 徳山港湾合同庁舎	0834 21-0180	下関海事事務所管轄区域を除く山口県内
九州運輸局 下関海事事務所	〒750-0066 下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎	083 266-7151	下関市、宇部市、山陽小野田市、長門市

詳しい手続きについては、最寄りのハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。

厚生労働省HPに雇用保険のQ&Aを掲載しておりますので、ご覧ください。

【URLはこちら】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139508.html>

